

家庭における端末利用の手引き (保護者用) ver.2

生徒名 :

自宅で iPad を使ってもよい場所

[]

※保護者の目が行き届く場所にしてください。

家庭で iPad を利用してもよい時間の目安

(1日あたり) 90分程度

※ 使用中もストレッチや遠くを眺めるなど休憩を入れましょう。

端末 No. _____

志木市教育委員会

要保管 ※卒業するまで大切に保管してください

目 次

1	はじめに	-----	2
2	基本事項	-----	2
3	禁止事項	-----	2
4	使用上の留意事項	-----	2
5	破損や紛失等について	-----	3
6	端末の所有者及び管理体制	-----	4
7	よく質問される内容	-----	5

1 はじめに

端末は、市内の小・中学校の教育活動において活用する情報機器です。国の GIGA スクール構想に基づき、これまで行われてきた教育活動に端末の活用を取り入れることで、学習効果が一層高められるよう整備されたものです。

次世代を担う子供たちが、今後、社会で活躍していくためにもこの端末を「文房具」として活用できるようすること。そのうえで、「情報を的確に収集・判断し、分かりやすく表現する力」を習得し、「情報活用能力・表現力」を養っていくことが求められます。そのためにも以下の事項を遵守させるよう御協力お願いします。

2 基本事項

- (1) 端末は学習のツール（道具）です。学習目的以外での利用は禁止です。
- (2) 家庭における端末の利用場所、時間を児童生徒が守れるよう御協力ください。
- (3) カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得るよう御指導ください。また、他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意に係わらず送信・公開しないように御指導ください。
- (4) 学校からオンライン経由で学習課題が出されることがあります。
御家庭にパスワード設定されたインターネット環境がある場合、iPadとの接続設定を行ってください。なお、接続設定は保護者の方が行うようお願いします。
- (5) 端末管理でお困りの場合には学校へお申し出ください。その場合、保護者と相談の実施の上、児童生徒の安全な端末利用が確認されるまで、端末の持ち帰りを停止する等、個別で対応を検討します。
- (6) 盗難防止や破損防止等の自衛策を常に行えるよう御協力ください。万が一、盗難や破損があった場合は、速やかに学校へ報告してください。

3 禁止事項

- (1) 登下校時など端末の持ち運びの際は、端末の使用を禁止しています。
- (2) 私用や他人の Apple ID や Google アカウントの利用はできません。
- (3) アプリケーションのインストールは市や学校全体で統一して行われます。個人でアプリのインストールや削除は行わないでください。
- (4) 次の接続先へのアクセスは禁止する。
 - ① 有料サイト ② オンラインショッピング ③ アダルトサイト
 - ④ その他、学習するうえでふさわしくないと思われる接続先

※サーバのログ情報で「○○さんの端末が□時□分□秒に△△サイトにアクセスしていた。」という情報が残ります。そういう場合には、教員と保護者が連携しながら、同事例の再発の防止を行います。

なお、指導後も改善が見られない場合は、該当児童生徒の端末利用を停止します。

4 使用上の留意事項

- (1) 端末を返却する際は、端末等に破損・故障等がないか御確認いただき、速やかに学校の充電保管庫等、決められた場所に返却するよう、お子様へお声かけください。
- (2) 端末は志木市教育委員会の所有物です。学習目的で各個人に貸し出していますので、本人以外の利用は禁止としています。
- (3) 端末本体の主電源は原則切らないでください。紛失時の端末(本体)検索サービスや端末管理システムを設定しているため、常に主電源は『ON』の状態にしておいてください。
- (4) 端末の持ち帰り時においては、必要に応じて家庭でも端末の充電をしていただきますよう御協力をお願いします。その際のケーブル購入や電気費用は御家庭の負担となりますので御了承ください。
- (5) 駅構内やコンビニ等の公共施設に設置しているフリーWi-Fiには、iPad を接続しないでください。
- (6) 端末等に貼ってあるシールをはがさないでください。
- (7) 端末のパスコードの入力を複数回間違えると、端末が自動ロックされ、利用ができなくなりますので、その場合は学校へ御連絡ください。

5 破損や紛失等について

端末は精密機械であり、防水仕様ではありません。カバンに端末を入れたままで走ったり、カバーをしていても強い力を加えたりすることで故障する恐れがあります。また、雨天時等には濡れた手で扱うことがないよう、児童生徒が長く使うことができるよう、大切に取り扱ってください。

(1) 保護者にお願いしたい対応

○ タブレットの故障や紛失等が発生したとき、以下の対応をお願いします。

①電話等で学校へ連絡

※不正防止のため〔ロック〕〔回線の中止〕を教育委員会より実施します。

②「紛失届」または「破損届・修理願い」を学校に提出してください。

③学校より予備用端末の貸与をします。(在庫状況によってはできないことがあります。)

(2) 修理・交換等にかかる費用について

本手引き内にある注意事項等から逸脱した使用や下記のケース例に当てはまるような事実が認められる場合は、該当保護者に対して、修理に要する費用を請求することがありますので御承知願います。

端末の修正にかかる費用の全部または一部を負担いただくケース例

- ・ カバンの中に水筒を入れており、中身の水分が漏れることによって故障した。
→水筒と端末は別の手さげなどに入れてください。

- ・登下校中の児童が自主的に歩道の花を見つけ、写真撮影していた。その際に手をすべらせて、落下をさせたことで画面にひびが入った。
→登下校中の使用は荷物があり、落とす危険があることや交通安全の観点から使用を禁止しています。教師から指示が出ていない活動は控えてください。
- ・自宅のリビングテーブルで、オンライン学習教材に取り組んでいた。テーブルにあった家族の飲み物が倒れ、その水分によって端末が故障した。
→学習で使う道具です。活用場所は家庭で話し合って、飲食を伴わない適切な場所を決めて、未然の破損防止を図ってください。
- ・端末のうえにドリルや参考書を置いていたら、画面にひびが入ってしまった。
→端末カバーがあって破損する場合があります。重い物の下敷きになるなど、端末に強い力が入らないようにしてください。

6 端末の所有者及び管理体制

(1) 所有者 志木市教育委員会

(2) 管理体制

- ・令和2年度に購入した1人1台端末については、志木市立各学校長の責任のもとに、校内の施錠ができる任意の場所で管理している。
- ・市で策定している「学習用タブレット端末利用規程」に基づき、各教員の指導及び監督のもと、児童生徒が教育活動において、端末を活用している。
- ・端末内に不正プログラムが入り込むことによって起こりうる諸被害防止のために、システム運用については教育委員会及び委託業者で一括して行い、プログラムの追加、削除は児童・生徒や教職員では行うことができないように設定をしている。また、同様にUSB等のケーブルによる外部機器との接続も無効としている。
- ・端末にアプリケーションをインストール際も、委託業者の検証機で動作確認及び安全確認を十分に行った後に行うように運用している。
- ・インターネットブラウザについては、端末OSによるフィルタリングを設定し、不適切なサイトへの接続をブロックしている。
- ・家庭の無線インターネット接続時においても、端末のフィルタリングは有効であるが、不安がある場合は契約している通信回線業者や家庭で使用しているルーター自体のフィルタリング設定を見直し、家庭に持ち帰った際も、保護者監督のもとに適切に利活用できるようする。

(3) 個人情報保護

- ・志木市情報公開・個人情報審議会において協議し、ネットワークストレージ「Google drive」に学習活動の成果物（ワークシート、写真、レポート等）を安全に保存、利用するために、端末のパスコード設定や個人のGoogleアカウント及びパスワードにより保護されている。

- ・端末の紛失届があった際には、端末の一括管理システム jamf pro により、遠隔操作でロックをかけることができる。
- ・G suite for Education は、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠しており、Google が、第三者へ G Suite for Education の顧客データを共有することは原則としてない。なお、Google のセキュリティ及びクラウドサービスは、ISO 27001、ISO 27017、ISO 27018 等、第三者独立機関による監査を受け、国際標準規格を複数取得している。
- ・端末のアカウント設定時に、学校名、学年、組、児童生徒名等を取得し、適切に活用している。このことについて、志木市個人情報保護条例及び委託業者の個人情報保護方針（JIS Q15001）に基づき、目的外利用は一切行わない。

7 よく質問される内容

（1）タブレット端末を持っているのですが、これを学校で使ってもよいですか？

志木市教育委員会より1人1台端末が貸与されています。校内ネットワーク保護の観点から、持ち込まれた端末等の情報機器は、校内ネットワークには接続できない仕様となっています。以上の観点より、現在所有されている端末等のお持ち込みはできません。

（2）学習用のインターネットサイトがフィルタリングの設定で見られないのですがどうしたらよいですか。

担任の先生に報告してください。学校が教育委員会に対して、閲覧したいサイトのURLを申請していただき、内容を精査し、閲覧できるように設定します。また、その反対にアクセスしてほしくないサイトもありましたら同様の報告や申請を行ってください。

（3）卒業後はそのまま使ってもよいのですか？

この端末は、志木市教育委員会所有となっています。卒業を機に返却いただくものです。また、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。また、端末本体のストレージに保存したデータの削除も行うこととなっております。

（4）家庭で使用しているネットワークにiPadを接続できますか？

端末は校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続します。また、家庭においては、無線ネットワーク環境の設定（ID、パスワード等の入力）を行えば、接続可能です。端末内のアプリケーションは全て学校と教育委員会が協議したものを入れており、委託業者にて動作確認等の安全性を確認しております。

（5）学校から持ち帰ったiPadを公共施設の無線LANに接続してもいいですか。

接続後の端末使用状況によっては、通信内容の傍受による情報漏洩等の恐れがありますので、公共施設での接続はパスワードがある場合においても行わないでください。

持ち帰った端末利用は原則、自宅での利用を想定しております。学校の指示がない限り、自宅外に持ち出しての接続や利用はおやめください。

(6) 端末を活用するための児童生徒の個人情報はどのように取り扱われていますか。

端末 ID や PASS の作成、各種アプリケーション登録のために教育委員会、学校、管理業者で、児童生徒の学校名、氏名、学年、組、出席番号等を取り扱い、管理しております。また、学習活動で作成する写真やビデオについても、個人情報保護の観点から指導や評価、教材研究等の教育活動に関する目的以外の利用は行いません。

これらは基本的に市情報セキュリティポリシー、各関係業者の個人情報保護規程等に則り、適切に管理し、先述以外の目的外利用や外部への提供は一切行いません。

(7) 自宅にインターネット環境がないのですが、どのように対応したらいいですか。

基本的にオンラインを活用した家庭学習はできません。担任と相談をして、オフラインでも端末を利用して、できる代替の課題を御確認ください。

令和3年8月末より、志木市では家庭にインターネット環境のない児童生徒の家庭に対して、モバイルルーター本体の無償貸与を行っております。なお、使用には別途、家庭で通信契約が必要となりますので、そちらも併せて御検討ください。

(8) 家庭のインターネット回線契約の関係で、使用できるデータ容量が少ないので、どのように対応したらいいですか。

ケースバイケースとなりますが、(6)と同様の対応が考えられます。予習や復習のために動画を長時間視聴することやインタビュー学習のために動画編集等に取り組む場合、オンラインドリル等に比べると通信容量が大きくなることが想定されます。そういう場合は、担任へ相談していただき、適切に取り組むことができる内容について、御相談ください。

令和3年6月23日 ver.1 策定

令和3年6月28日 一部改訂

令和3年8月20日 ver.2 改定